

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	9	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	未婚のひとり親に対する税制上の支援措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地方税法第34条第1項第8号及び第3項並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定に基づく、都道府県民税・市町村民税の所得割が課せられる寡婦又は寡夫に対する寡婦（寡夫）控除。</p> <p>地方税法第24条の5第1項及び第295条第1項の規定に基づく、前年の合計所得金額が125万円に満たない寡婦又は寡夫に対する都道府県民税・市町村民税非課税。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>寡婦（寡夫）控除及び都道府県民税・市町村民税非課税について、「子がいる婚姻をしていない者」（未婚のひとり親）にも適用されるよう、地方税法第23条第11号及び第12号並びに第292条第1項第11号及び第12号の「寡婦（寡夫）」に未婚のひとり親を加える。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第11号及び第12号、第24条の5第1項、第34条第1項第8号及び第3項、第292条第1項第11号及び第12号、第295条第1項並びに第314条の2第1項第8号及び第3項		
減収見込額	[初年度]	—	[平年度] — (単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>未婚の場合にも寡婦（寡夫）控除を適用すること等により、未婚のひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>寡婦（寡夫）控除は、当初は戦争未亡人が家に残された扶養親族等を抱えながら所得を稼得する際に通常の場合に比べ追加的費用を要することを考慮して創設された所得控除であるが、その後、社会的要請という観点から制度が見直されており、現在では、死別の母子家庭のみならず、離婚による母子家庭の場合も対象とするように改善され、母子家庭への経済的支援について大きな役割を果たしている。</p> <p>未婚のひとり親は、現在、この寡婦（寡夫）控除等の対象となっていないが、子育て・家事と就業を一人で担わなければならない、経済的に厳しい状況に置かれている。これは、ひとり親となった原因が未婚の場合であっても、死別、離婚、夫（妻）の生死が不明の場合であっても変わらない。</p> <p>そうした中で、ひとり親家庭となった理由をみると、未婚によるものの件数が増加（※1）しており、離婚に次いで死別と並ぶ水準（※2）に達している。</p> <p>このような経緯も踏まえ、上記のようにひとり親家庭への経済的支援の充実を図るために、寡婦（寡夫）控除の対象を未婚のひとり親まで拡大すること等が必要である。</p> <p>※1 全国ひとり親家庭等調査によると、母子家庭になった理由が「未婚の母」である割合は、5.3%（昭和58年）から8.7%（平成28年）に増加している。</p> <p>※2 全国ひとり親家庭等調査によると、母子家庭になった理由が「死別」である割合は8.0%（平成28年）となっている。</p> <p><参考>平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日自由民主党、公明党）</p> <p>第三 検討事項</p> <p>4 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給に当たって事実婚状態でないことを確認する制度等も参考にしつつ、平成31年度税制改正において検討し、結論を得る。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	ひとり親家庭の自立を図ること（施策目標Ⅶ－４－１） 基本目標：男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標５：ひとり親家庭の自立を図ること
	政策の達成目標	上記の措置を講ずることで、増加傾向にある未婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	不明
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上記の措置を講ずることで、増加傾向にある未婚によるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（項）母子家庭等対策費の一部（母子家庭等対策総合支援事業）112億円（平成30年度予算）の内数 ほか
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	ひとり親家庭の資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金の支給額等に係る所得について、未婚のひとり親に対しても税法上の寡婦（寡夫）控除及び住民税非課税が適用されるものとみなして算定することとしている。
	要望の措置の妥当性	今回、対象拡大を希望する者については、担税力という面において、すでに寡婦（寡夫）控除及び住民税非課税の対象とされている者との明確な差は無く、これらの対象として追加する以外の措置によっては実現できない。
	ページ	9—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年度税制改正要望において、寡婦（寡夫）控除の特例を要望し、実現（特例として、一定の要件を満たす者については、寡婦控除の控除額 26 万円に 4 万円を加算。）
ページ	9—3